

## 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市が発注する建設工事等の適正な履行を確保するため不正又は不当な行為（以下「不正行為等」という。）を行った米子市の建設工事等の指名競争入札参加資格を有する者に対する指名停止措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。
- (2) 市工事等 米子市が発注する建設工事等をいう。
- (3) 有資格業者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11の規定に基づき市長が定めた建設工事等の指名競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）を有する者をいう。
- (4) 指名停止 有資格業者が一定の要件に該当するため、市工事等を受注させるのにふさわしくないとして、一定の期間を定めて、市工事等の指名（地方自治法施行令第167条の12第1項の規定による指名をいう。以下同じ。）の対象としないこととする措置をいう。

(指名停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1の左欄又は別表第2の左欄の各項（以下「別表各号」と総称する。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表第1の右欄又は別表第2の右欄（以下「別表右欄」と総称する。）に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者に対して指名停止を行うものとする。

2 指名停止の対象となる有資格業者について現に指名をしているときは、当該指名を取り消すものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表右欄に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

- (1) 別表各項に掲げる措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各項に掲げる措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1項から第3項まで又は第4項から第8項までの措置要件に係る指名停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第3項まで又は

第4項から第8項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表右欄、前2項又は次条第1号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1の期間（同号の規定に該当する場合にあっては、別表第2第5項の右欄又は第8項の右欄に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項又は第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、その期間は、24か月を限度とする。
- 5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表右欄又は前各項に定める期間の範囲内で、指名停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者に対する指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第5条 第3条第1項の規定により情状に応じて別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為等により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- (1) 市の職員が談合情報（米子市建設工事談合情報対応事務処理要領第1に規定するものをいう。）を入手した場合又は談合があると疑うに足りる事実を確認した場合において、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書を提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5項又は第8項に該当したとき。それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間（当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）又は有資格業者の役員若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになった場合において、当該関与行為に関し、別表第2第5項又は第6項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（前号の規定に該当することとなった場合は除く。）。それぞれ当該各項に定める短期に1か月を加えた期間

(3) 市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（同法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第7項又は第8項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号の規定に該当することとなった場合を除く。）

それぞれ当該各項に定める短期に1か月を加えた期間

（指名停止の特例）

第6条 特殊な技術を要する建設工事等又は災害復旧等急を要する建設工事等については、指名停止の期間中であっても、当該建設工事等に限り、指名停止をした有資格業者を、契約の相手方とすることができるものとする。

（下請負人に関する指名停止）

第7条 市長は、第3条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて指名停止を行うものとする。

（共同企業体に関する指名停止）

第8条 市長は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（当該指名停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 市長は、第3条第1項、前条又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（事情聴取）

第9条 市長は、指名停止に関し必要が認めるときは、不正行為等を行った有資格業者及びその関係者から、事情を聴くことができる。

（指名停止の決定）

第10条 市長は、指名停止をしようとするときは、別に定めるところに設置する指名審査委員会の意見を徴し、決定するものとする。指名停止の変更をしようとするときも、同様とする。

（指名停止の通知等）

第11条 市長は、指名停止の決定をしたときは、指名停止通知書（別記様式第1号）により、当該有資格業者に対し通知するとともに、総務部長をして関係部課長にその旨を通知させるものとする。

2 市長は、第6条の規定による指名停止の特例措置を行ったときは、指名停止特例通知書（別記様式第2号）により当該有資格業者に対し通知するとともに、関係部課長にその旨を通知するものとする。

3 市長は、前条の規定による指名停止の決定をしたときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 指名停止を行った有資格業者の名称

(2) 指名停止の期間

(3) 指名停止の理由

(随意契約の禁止)

第12条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

(契約保証人の禁止)

第13条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、市工事等の契約保証人となることを認めないものとする。

(下請負の禁止)

第14条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が、市工事等の下請負人となることを認めないものとする。不正行為等を行った建設業者で有資格業者でないことにより指名停止の対象としなかった下請負人についても、同様とする。

(指名停止の期間の繰越適用)

第15条 指名停止の期間が、当該年度の参加資格の有効期間を超えるときは、当該超える期間を翌年度以降に引き続き適用するものとする。

(指名停止の不遡及)

第16条 指名停止を行う場合において、現に当該指名停止に係る有資格業者と締結している契約については、その効力は何らの影響も及ぼさないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第17条 市長は、不正行為等を行った有資格業者について指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に旧米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成10年6月25日施行）の定めるところにより指名停止措置を受けている有資格業者に係る当該指名停止措置については、当該指名停止措置の期間が満了するまでの間は、同要綱は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱

別表第2第9項及び第10項の規定は、この要綱の施行の日前にしたこれらの規定に規定する行為については、適用しない。

別表第1（第3条関係）

市内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>（虚偽記載）</p>	
<p>1 市工事等の請負契約に係る一般競争及び指名競争において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、市工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>（過失による粗雑工事）</p>	
<p>2 市工事等の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上1か年以内</p>
<p>3 市内における建設工事等で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により建設工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>（契約違反）</p>	
<p>4 第2号に掲げる場合のほか、市工事等の施工に当たり、契約に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p>	
<p>5 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p>	
<p>7 市工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上3か月以内</p>

別表第2（第3条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの。(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>3 次のア又はイに掲げる者が県外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上1年以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 県内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次項、第7項及び第8項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>5 市工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（第8項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>6 県外の他の公共機関の建設工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>7 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定した日から</p> <p>4か月以上1年以内</p> <p>当該認定した日から</p> <p>6か月以上2年以内</p> <p>当該認定した日から</p> <p>2か月以上1年以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上1年以内</p>

<p>8 市工事等に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員若しくはその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (暴力団等との関係)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上2年以内</p>
<p>9 有資格業者(その業務に関する行為を行う場合における、当該有資格業者の代表役員等、一般役員等その他経営に事実上参加している者(以下「経営幹部」という。)を含む。)が、次に掲げる事項に該当すると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から</p>
<p>(1) 暴力団員(暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の構成員をいう。以下同じ。)を経営幹部とすること、又はしたこと。</p>	<p>12か月以上2年以内</p>
<p>(2) 暴力団員を雇用すること、又は雇用したこと。</p>	<p>6か月以上2年以内</p>
<p>(3) 暴力団員を代理人、受託者等として使用すること、又は使用したこと。</p>	<p>4か月以上2年以内</p>
<p>(4) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に工事を下請させること、又は下請させたこと。</p>	<p>4か月以上2年以内</p>
<p>(5) 暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること、又は与えたこと。</p>	<p>6か月以上2年以内</p>
<p>(6) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること、又はしたこと。</p>	<p>2か月以上2年以内</p>
<p>10 その施行する建設工事等において、暴力団又は暴力団員から不当介入(米子市の行政事務からの暴力団等の排除に関する要綱(平成24年4月1日施行)第4条第2項に規定する不当介入をいう。)を受けており、又は受けていたにもかかわらず、その旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。 (建設業法違反行為)</p>	<p>当該事実を確認した日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>11 建設業法(昭和24年法律第100号。以下単に「法」という。)に基づく次の処分を受けたとき。</p>	<p>処分を知った日から</p>
<p>(1) 法第28条第1項各号の規定による指示処分を受けたとき。</p>	<p>1か月以上6か月以内</p>
<p>(2) 法第28条第3項の規定による営業停止処分を受けたとき。 (不正又は不誠実な行為)</p>	<p>1か月以上12か月以内</p>
<p>12 前表及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>市長が別に定める日から 1か月以上1年以内</p>
<p>13 前表及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 1か月以上9か月以内</p>

14 前表及び前各項に掲げる場合のほか、不正行為等として特に重大と認められるとき。

その都度決定